令和３年７月27日
庁　議　資　料

■コミュニティ・スクールの導入について

1 コミュニティ･スクールとは

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は，学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

コミュニティ・スクールでは，学校運営に地域の声を積極的に生かし，地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。（文部科学省ＨＰ抜粋）

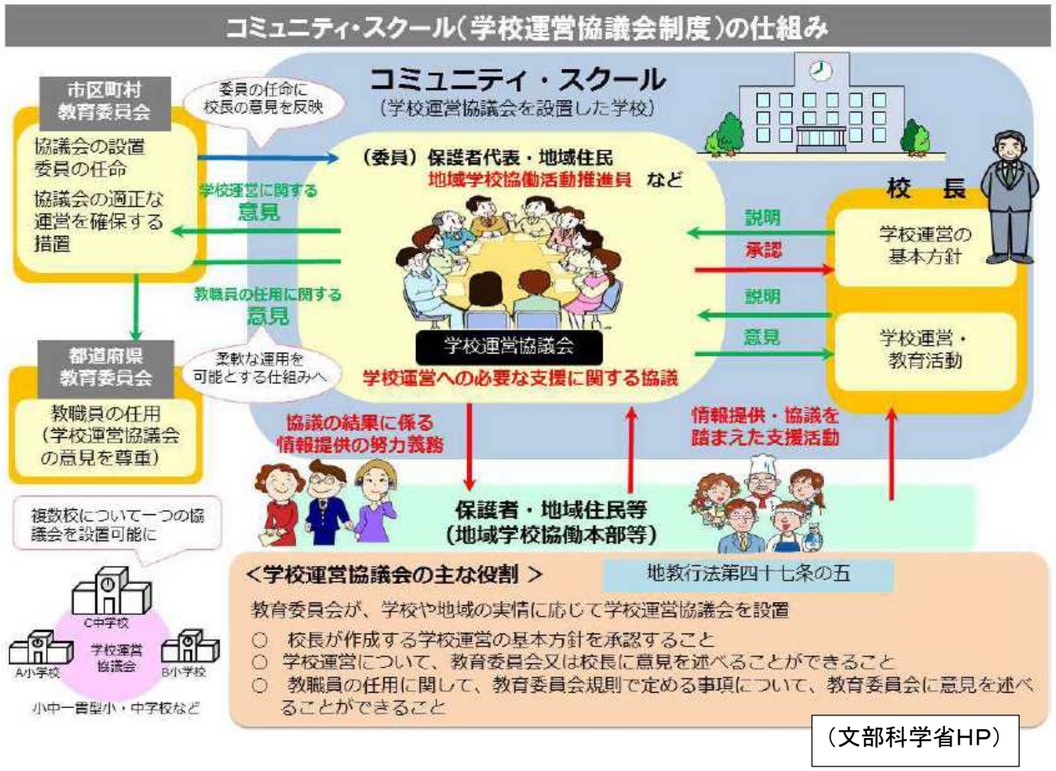

（文部科学省HP）

2 導入の背景

(1)国の動き

平成 27 年 12 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ，学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実等を内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ，平成 29 年４月１日より施行された。

○中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携･協働の在り方と今後の推進方策について」(平成 27 年 12 月)

・全ての公立学校において，地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして，**学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指す**ことや，学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと等が提言される。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平成 29 年3月改正，同年4月施行)

・**学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化**するとともに，学校運営に必要な支援についても協議することを規定

(2)狛江市の動き

令和２年８月に策定した「狛江市教育大綱・第３期狛江市教育振興基本計画 実施計画」における施策展開の方向性「地域の特性を生かした協働のあり方を検討し，地域との連携･協働を推進します。」において，**「コミュニティ・スクールの取組みを研究し，今後の地域の人材を活用した学校運営のあり方を検討する。」ことを位置付ける。**

○基本方針
　家庭・地域との協働による学校教育の推進
　○個別施策
　　開かれた学校づくり
　　○施策展開の方向性
　　地域の特性を生かした協働のあり方を検討し，地域との連携・協働を推進します。
　　○施策の具体的内容・展開の方向性・ねらい
　　コミュニティ・スクールの取組みを研究し，今後の地域の人材を活用した学校運営のあり方を検討する。

3 検討体制

導入に当たり必要な事項を検討するための庁内組織として，「狛江市コミュニティ・スクール導入庁内検討委員会（以下「委員会」という。)」を立ち上げる。

委員会は，教育部長を委員長とし，導入の検討の所管部署である学校教育課，制度導入後の所管部署（予定）の指導室，関連性の大きい地域学校協働活動推進事業の所管部署である社会教育課の各管理職で構成する。

委員会において，設置構想や（仮称）狛江市学校運営協議会規則等を検討し，検討内容を教育委員会定例会に付議し，決定していく。

（組織）
第３条　委員会は，次に掲げる職にある者をもって構成する。
（１）　教育部長
（２）　学校教育課長
（３）　指導室長
（４）　社会教育課長
（５）　指導室統括指導主事

4 スケジュール（予定）

	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	R４
「庁内検討委員会の設置及び運営に関する要綱」の制定	■										
設置構想・設置ビジョンの検討		■									
「（仮称）狛江市学校運営協議会規則」の検討		■	■								
設置構想・設置ビジョンの決定			■								
「（仮称）狛江市学校運営協議会規則」の制定			■								
設置校の募集(校長会)				■							
設置校の選定，活動方針の設定等				■	■						
設置校の決定					■						
（仮称）○学校運営協議会準備委員会の設置						■	■	■	■	■	
（仮称）○学校運営協議会の開始											■